

特記仕様書

(適用範囲)

第1条 この特記仕様書は、「相模原都市計画事業麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業補償費算定業務委託（その2）」（以下「本業務」という。）に適用する。

(業務の目的)

第2条 本業務は、次に表示する従前地に存する物件を仮換地へ移転する費用を算定すること及び算定にあたり必要な事項を調査することを目的とする。

<土地の表示>

所在地 【敷地1】相模原市南区麻溝台3647-1
【敷地2】相模原市南区麻溝台3684
【敷地3】相模原市南区麻溝台3656
【敷地4】相模原市南区麻溝台3657
【敷地5】相模原市南区麻溝台3641-1、-3
【敷地6】相模原市南区麻溝台3643
【敷地7】相模原市南区麻溝台3644、3688、3689
【敷地8】相模原市南区麻溝台3683
【敷地9】相模原市南区新磯野2308-1
【敷地10】相模原市南区新磯野2357、2360-1
【敷地11】相模原市南区新磯野2360-3
【敷地12】相模原市南区麻溝台2822-1
【敷地13】相模原市南区麻溝台3662-1
【敷地14】相模原市南区麻溝台2820-1
【敷地15】相模原市南区麻溝台3640-1、-2
【敷地16】相模原市南区麻溝台3634-1、-2
【敷地17】相模原市南区麻溝台3686-1、-2
【敷地18】相模原市南区麻溝台3647-2
【敷地19】相模原市南区麻溝台3692-7、-9、3697-2、3715
【敷地20】相模原市南区麻溝台3692-1、-2

(業務の内容及び範囲)

第3条 本業務の概要は、次の各号のとおり。

- (1) 業務名称 第1条記載のとおり。
- (2) 履行期間 契約日から115日間
- (3) 業務範囲 設計書及び変更設計書のとおり

2 この特記仕様書に記載されていない事項は、用地調査等業務共通仕様書による。

3 作業計画書の提出（有・無）

(積算条件)

第4条 本業務の積算条件は次の各号のとおりとする。

- (1) 積算歩掛は、「用地調査等業務費積算基準（令和7年7月）」（神奈川県県土整備局）を適用する。
- (2) 積算単価は、「設計業務委託等技術者単価表（令和8年3月）」（神奈川県県土整備局）を適用する。

(補償額の算定)

第5条 補償額の算定にあたって、算定要領、歩掛及び単価については「令和8年度版損失補償算定標準書（関東地区用地対策連絡協議会）」（以下「標準書」という。）を使用し、標準書に記載のない労賃、資材その他の単価については、「令和8年度版損失補償単価（神奈川県独自単価）」（以下「県単価表」という。）、「令和8年度版損失補償単価（相模原市独自単価）」（以下「市単価表」という。）、建設物価（一般財団法人 建設物価調査会）（令和8年1月号）、積算資料（一般財団法人 経済調査会）（令和8年1月号）等の刊行物及び見積書等を使用して算定すること。

(貸与品等)

第6条 本業務における初回の貸与品等は次のとおりとする。

- (1) 名称 過年度の補償額算定書、県単価表、市単価表、登記事項証明書
- (2) 数量 各1部
- (3) 貸与期間 契約日から履行期限まで

2 追加の貸与品等がある場合、その内容は貸与品等引渡通知書のとおりとする。

(環境配慮事項)

第7条 受注者は、業務の実施においては、次の各号の環境配慮事項に留意して業務を行うこと。

- (1) 「相模原市環境方針」の主旨を踏まえ、業務の実施において省資源・省エネルギーに取り込む等、環境への負荷の低減を図るとともに、環境関連法令の規制等を遵守すること。
- (2) 市への提出書類及び添付資料については、原則として再生紙を使用すること。
- (3) 業務実施時に車両を使用する場合は、アイドリングストップの実施を徹底し、他者に運搬等を委託する場合においても、アイドリングストップの実施を周知するように努めること。
- (4) 業務の実施においては、廃棄物の減量化・資源化に取り組むとともに、廃棄物の処理にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等、関連法令を遵守し、適正に処理すること。

(成果物)

第8条 提出すべき成果物は、紙媒体による報告書1部と電子媒体による電子成果物1部とする。なお、補償額については用地買収方式で課税の特例を受ける際の、事業施行地区内外の補償額の仕分け方法に準拠して算定すること。

2 成果物は監督職員より指示された順番に従い、完成したものから順次提出すること。提出時期については所在地毎で別に定めるため、具体的な時期は監督職員の指示による。

3 成果物の作成にあたっては、次の各号を遵守すること。

- (1) 調査結果の概要をまとめた「用地調査等業務報告書」（別紙）を添付すること。
- (2) 補償金額の算出に使用した歩掛・単価・その他の資料等の根拠を明記すること。また、単価等を建設物価その他から採用した場合は、根拠部分を複写して添付すること。

(3) 補償金額の算定に当たっては、原則として仕様書及び標準書に定める各様式によるものとする。これによりがたい場合又は仕様書・標準書に定めのない場合は、監督職員の指示に従い、適宜、算定書、調査表、配置図、数量計算書等作成するものとする。

(4) 図面の作成に当たっては、原則として、仕様書及び標準書に定める基準・各様式によるものとする。図面の規格については、原則として木造建物はA3判、非木造建物はA3判とする。

(5) 写真については、撮影箇所を明記し、写真撮影方向図と整理番号との整合を図ること。

また、対象物が判別できるように個々に撮影し、図面の凡例等と整合を図り、まとめること。

3 紙媒体による報告書は、次の各号により作成すること。

(1) 原則として権利者ごとに報告書としてまとめる。

(2) 表紙には、業務委託の名称、権利者、発注者及び受注者を記載する。

(3) 容易に取りはずすことが可能な方法により編綴する。

(4) 次のとおり整理し、編集する。なお、項目ごとにインデックスを付すこと。ただし、調査又は算定を要しなかった項目については、作成を要しない。

ア チェックシート

イ 用地調査等業務報告

別紙の様式に倣い、作成すること。

ウ 補償額算定関係

(ア) 木造建物

(イ) 非木造建物

(ウ) 工作物等

(エ) 立竹木

(オ) 動産

(カ) 居住者等

① 居住者等調査表

② 各種補償額算定書（仮住居補償／家賃減収補償／借家人補償／移転雑費補償等）

③ その他算定に必要な図書

(キ) 営業

① 営業調査総括表

② 営業補償概要書

③ 算定書及び調査資料

④ その他算定に必要な図書

(ク) 消費税等

① 消費税等調査表

② その他算定に必要な図書

エ 写真

4 電子媒体による電子成果物は、次の各号により作成すること。

(1) 電子媒体は、CD-Rとする。ただし、監督職員と協議の上、他の電子媒体（DVD-R）とすることができる。

(2) 電子媒体の表面には以下の必要項目を表記し、ケースに収納の上、提出すること。必要項目の表記には、直接印刷又は油性フェルトペンによる書き込みとする（図1参照）。

ア 業務委託の名称： 相模原都市計画事業麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業補償費算定業務委託（その２）

イ 何枚目／総枚数

ウ 作成年月

エ 受注者名

オ ウィルスチェック年月日

（３）電子成果物は前項で作成する報告書の電子データを電子媒体に格納するものとする。報告書の作成に当たり収集する刊行物、登記簿、確定申告書（控）、総勘定元帳等の写しは対象外とする。

(4) 電子成果物のソフトウェア及びファイル形式は次のものとする。

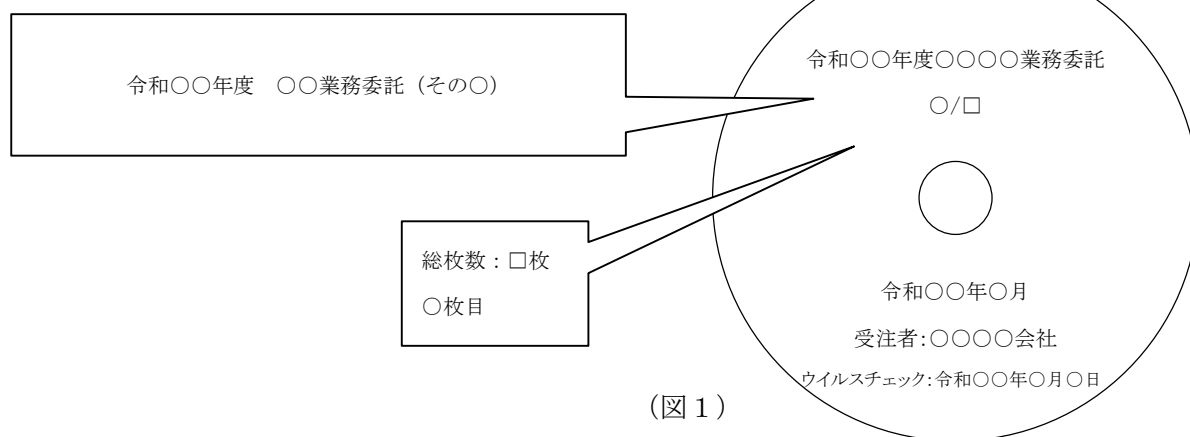
	ソフトウェア		ファイル形式	拡張子
		バージョン		
文書ファイル	Microsoft Word	～2019	—	.docx
	Word for Microsoft 365			
計算ファイル	Microsoft Excel	～2024	—	.xlsx
	Excel for Microsoft 365			
図面ファイル	—		JWW 又は DXF 及び PDF	.jww 又は .dxf 及び .pdf
写真ファイル	—		— 撮影データ: JPEG	台帳 : .doc、.xlsx、.pdf 等

(5) 電子成果物のフォルダ及びファイルの構成は次の表を標準とする。

フォルダ		ファイル	
	サブフォルダ	格納する電子成果物	備 考
報告書		・ 用地調査等業務報告書	その他必要に応じて作成した検討図面等
調査積算		・ 損失補償額算定調書	
	建物	・ 建物補償額算定書一式 ・ 建物調査表一式 ・ 図面一式	
	工作物	・ 工作物補償額算定書一式 ・ 工作物調査表一式 ・ 図面一式	
	立竹木	・ 立竹木補償額算定書一式 ・ 立竹木調査表一式 ・ 図面	
	動産	・ 動産移転料補償額算定書 ・ 動産調査表一式 ・ 図面	
	居住者等	・ 居住者等調査表 ・ 仮住居補償費算定書 ・ 家賃減収補償額算定書 ・ 借家人に対する補償額算定書 ・ 移転雑費補償費算定書	
	営業	・ 営業調査総括表 ・ 営業補償概要書 ・ 営業補償金額総括表 ・ その他必要に応じた算定書	
	消費税	・ 消費税等調査表 ・ 要否判定フロー	
写真		・ 写真 ・ 図面	写真は文書ファイル及び撮影データとする。

図面については、1 データにつき 1 図面とする。

(6) 受注者は、電子成果物が完成した時点で、ウイルスチェックを行う。



5 履行期間には、成果物仮納品による監督職員の確認期間を含んでいるため、履行期限の10営業日前までに仮納品を行い、監督職員の確認を受けること。

相模原市環境方針

本市は、「相模原市環境基本条例」の基本理念に則り、望ましい環境像「人と自然が共生するまち～市民と築く、地域循環共生都市さがみはら～」を実現するため、事務事業の実施に当たり、以下のとおり、取組目標を設定し、継続的改善を推進します。

- 1 「相模原市環境基本計画」に基づき、環境関連施策を推進し、事務事業の実施に伴う環境負荷の低減を図ります。
- 2 地球温暖化対策や循環型社会の形成などを推進するため、再生可能エネルギー等利用設備の導入、省エネルギー機器の導入、公用車適正利用の推進、ごみの減量化・資源化の推進、資源・エネルギーの有効活用に取り組みます。

令和2年4月1日

相模原市長

【相模原市環境基本条例 基本理念】

- 1 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ文化的な生活を営むことのできる自然と調和の取れた豊かな環境を確保し、及び向上させ、並びに将来の世代へ継承していくことを目的として行うものとする。
- 2 環境の保全及び創造は、環境に関する資源の有限性を認識するとともに、その適正な管理及び利用を図り、もって環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として行うものとする。
- 3 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民相互の協力の下に行うものとする。
- 4 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で安全かつ文化的な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、積極的に推進するものとする。